

ふるさと・ひとつなぎコーディネーター事業 業務委託仕様書

- 1 受託者は本書に記載された業務及びこれらの業務に付随する業務（以下、全体事項において「業務」とする。）を委託者と緊密に連携をとりながら実施する。
- 2 受託者が委託期間中において業務に従事する時間数は年間1700時間以上とし、時間は教育委員会が指定した学校の学校運営協議会と協議のうえ決定する。ただし、業務委託期間が1年に満たない場合は月割り計算したものとする。
- 3 受託者は委託者に対して、毎月1回、前月の実績と翌月以降の計画書を委託者が指定する様式により提出するものとする。なお、4月分の計画書については4月10日までに提出するものとする。
- 4 受託者は委託者に対して、定期または随時に業務の進捗状況や遂行上の問題点等について文書または口頭により報告するものとする。
- 5 委託者は、前項の報告を受け事業の目的を達成するために必要と認められる場合は、受託者との協議により業務内容の一部を変更し指示することができる。
- 6 委託者は、必要であると認めるときに「コーディネーター連絡会議」を開催し、情報共有・協議等を行うものとし、受託者は、連絡会議に必ず出席しなければならない。
- 7 委託者は、受託者が業務を円滑に推進できるよう、配置する学校内に執務場所を確保する。
- 8 受託者は、教育委員会が指定した小学校の学校運営協議会及びつろうて子育て協議会と連携・協働し、ふるさととの繋がりづくりを根底において、以下に掲げる事業に取り組むものとする。
 - （1）実施場所は教育委員会が指定した学校を拠点とし、学校や児童・生徒のニーズを把握し、放課後・休日・長期休業期間を中心とした学習活動の企画立案・実施に関すること。
 - （2）公民館や地域住民等と連携し、市出身者等の参加も考慮した、地域資源を活かした体験活動の企画立案・実施に関すること。
 - （3）地域住民の参画を得て実施する児童・生徒の学びの機会充実とふるさとへの愛着醸成、その受け皿となる地域の活性化を目的とした、市出身者等を含め多世代を巻き込んだ新たなつながりづくりの創出の企画・実施に関すること。
 - （4）市出身者等が地域や地域住民と関わる機会及びふるさととの繋がりづくりについての情報発信に関すること。
- 9 受託者は学校や地域住民等から委託業務とは直接関係ない相談や苦情等を受けた場合は速やかに委託者に報告するものとする。